

# 大分県報

令和六年  
第五一九号  
六月二十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

生活保護法等による医療機関の指定……………一

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………一

指定施業要件変更予定保安林……………二

### 公告

令和六年度クリーニング師試験の実施……………二

競争入札参加者の資格に関する公示……………三

一般競争入札の実施……………四

落札者等の公示……………一〇

## ○告示

### 大分県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和六年六月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

グリーン薬局

株式会社びー・まい・ふれんど

別府市鶴見五組の二

令六・四・一

庄園内科クリニッック  
訪問看護ステーションまごの手  
医療法人秋水堂  
若宮病院  
ふるさと薬局  
プラム薬局安岐店  
あそう調剤薬局市場三区店  
秋山医院  
コスモ薬局  
寺町クリニッック  
そうごう薬局別府秋葉店  
訪問看護ステーションデューン  
中津  
ゆう調剤薬局佐伯コスモ店  
有限会社朝倉薬局上城内店

医療法人優泉会  
有限会社まごの手サービス  
医療法人秋水堂  
有限会社はらから  
有限会社太陽谷駅前薬局  
有限会社パルマコン  
医療法人種山会  
秋山医院  
株式会社丸恵  
株式会社真淨会  
総合メディカル株式会社  
株式会社N・フイールド  
株式会社ソメヤ  
有限会社朝倉薬局

別府市大字鶴見四五一四番地の二  
豊後大野市朝地町下野四四二番地  
日田市南元町六番四一  
豊後大野市大野町田中二番地一〇  
国東市安岐町塩屋一一三―四  
豊後大野市三重町市場一三〇五番地  
佐伯市向島二丁目一九―二一  
国東市国東町鶴川一九七番地の二  
中津市寺町九八八番地の三  
別府市秋葉町八番三〇号  
中津市豊田町六一二〇 AXIS ONE 二FA号  
佐伯市鶴岡西町二丁目二一六番  
日田市上城内町三九七―七

令六・二・一  
令六・四・一  
令二・七・一  
令六・四・一  
令六・三・一三  
令六・四・一  
令四・四・一  
令六・四・一  
令六・四・一  
令六・三・一  
令六・四・一  
令六・三・一  
令六・三・一

### 大分県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐土地改良区理事長大森博からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年六月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災重点農業用ため池等整備事業

蛇田池地区

令六・六・二一から  
令六・七・一一まで

宇佐市役所

大分県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

令和六年六月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

豊後大野市大野町安藤字横山二九三三番一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公告

令和六年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和六年六月二十一日

一 試験の日時及び場所

1 日時

令和六年十月十七日（木）午後零時五十分から午後三時五十分まで

2 場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館十三階 一三三会議室

二 試験の内容

1 学科試験

(一) 衛生法規に関する知識 二十問

(二) 公衆衛生に関する知識 二十問

(三) 洗濯物の処理に関する知識 二十問

2 実技試験

洗濯物の処理に関する技能 二十問

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に該当する者

2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定に該当する者

四 受験願書の提出先及び提出方法

県内に住所又は就業地を有する者

大分市内にあっては、大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に持参又は郵送により提出すること。

大分市外にあっては、住所地又は就業地を管轄する保健所に持参により提出すること。

県外に住所及び就業地を有する者

大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に持参又は郵送により提出すること。

電子申請により行おうとする者

電子申請手続の詳細については、大分県生活環境部食品・生活衛生課のホームページにて掲載する。

五 受験願書等の受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和六年七月二十二日（月）から同年八月十六日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝

日を除く。)。ただし、電子申請は、令和六年七月二十二日(月)から同年八月十六日(金)まで。

なお、郵送の場合は、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きの上、郵便為替又は現金書留郵便で送付すること(令和六年八月十六日(金)までの消印があるもの)に限り受け付ける。)。また、ファックス又は電子メールによる受験願書の提出は受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、電子申請は二十四時間可能。

六 提出書類

1 受験願書(クリーニング業法施行細則(昭和四十年大分県規則第十号)第九号様式)

2 履歴書

3 写真一枚(出願前六箇月以内に撮影した上半身・正面・無帽、サイズ縦四・五センチメートル・横三・五センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

4 最終学歴を証する卒業証書の写し又は卒業証明書。ただし、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十年厚生省令第二十一号)附則第二項第六号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し  
七 受験手数料  
七千円(受験願書提出の際に納入すること。)

八 受験願書等提出上の注意事項

1 卒業証書又は認定書の写しを提出する場合は、受験願書の提出先において原本を提示し、原本と相違ない旨の記載及び押印を受けること。

2 提出書類と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出すること。

3 受験願書に記載する住所は、「○○方」、「○○クリーニング所」等、郵便が確実に届くよう明記すること。

4 緊急時の連絡先として、日中に連絡が可能な電話番号を履歴書に記載すること。

九 試験通知書

試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した試験通知書を、大分県生活環境部食品・生活衛生課から送付するので、試験当日必ず持参すること。

十 その他

1 試験について不明な点がある場合は、最寄りの保健所(大分市保健所を除く。 )又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に問い合わせること。

2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し、八十四円切手を貼つ

た返信用封筒を同封すること。

3 電子メールでの問合せは、[ai3910@pref.aitajp](mailto:ai3910@pref.aitajp) に行うこと。

4 受験に関する注意事項及び連絡事項は、試験通知書送付の際に受験者宛て通知するとともに大分県のホームページに掲載する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年六月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする特定役務の種類

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事のうち、鋼構造物工事 令和六年度都計改第一号街路改築工事

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。 )又は破産者で復権を得ない者

(二) 次のいずれかに該当する事実があつた後、三年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があつた後三年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(三) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(四) 建設業法第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていない者

(五) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査

の申請の時期（昭和三十九年大分県告示第四百八十一号）第八の一の(三)及び第八の二の(四)で定める暴力団関係者に該当する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 建設業法第二十七条の二十三第一項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果

(二) 工事経歴

(三) 工事成績

(四) 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は第十五条第二号イ若しくはハに該当する職員の数

(五) 信用度

(六) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格申請の方法等（県内に本店を有し、令和六年四月十九日から令和八年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に記載されている建設業者及び県外に本店を有し、令和六年四月十九日から令和八年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に記載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県土木建築部公共工事入札管理室入札管理班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一一

電話 〇九七―五〇六―四五二七

3 申請の時期

令和六年六月二十一日から同年七月二十四日までとする。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和八年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ（インターネットによる入手が困難な者に限る。）。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/n-shikakushinseih1.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が二の1の各項目のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消し、かつ、その事実があった後三年間特定役務の競争入札に参加できないものとする。

2 1により入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第38条の規定に基づき公告する。  
令和6年6月21日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるものはか大分県電子入札運用基準による。

11 本案件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札によるものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

令和6年度都計改第1号街路改築工事

(2) 工事場所

庄の原佐野線 大分市下郡～下郡南3丁目

(3) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年3月30日まで

(4) 工事概要

フ 道路規格：第4種第1級

イ 橋梁形式：鋼3径間連続細幅箱桁橋

ウ 橋 長：210.0m（支間長64.8m＋79.0m＋64.8m）

エ 幅 員：W＝15.5（17.0）m

オ 架設方法：送り出し架設＋トラッククレーンベント架設

(5) 使用する主要な資機材

ア 鋼 材：約1,200 t

イ コンクリート：約1,300m<sup>3</sup>

ウ 鉄 筋：約200 t

(6) 予定価格

2,972,676,300円（予定価格×100/110=2,702,433,000円）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の(1)及び(2)の全ての要件を満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に限り入札参加を認める。

(1) 共同企業体の要件

共同企業体の要件については、大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（昭和53年大分県告示第398号。以下「要綱」という。）により、以下のとおりとする。

ア 要綱に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結していること。

イ 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は2者であること。

ウ 共同企業体を代表する企業（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の出資比率を有するものであること。

エ 全ての構成員が30%以上の出資比率であること。

オ 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、当該工事の請負契約の履行後3か月間存続するものであること。

また、当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事の請負契約が締結される日まで存続するものであること。

カ 結成方法は自主結成とする。

キ 構成員の組合せは、2の(2)のア及びイの全てを満たす「代表構成員」1者と、2の(2)のア及びウの全てを満たす「その他の構成員」1者の2者の組合せとする。

なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

(2) 構成員の要件

ア 全構成員

次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たしていること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）により鋼構造物工事の資格認定を受けている者であること。

(ウ) 対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条

第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(エ) 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

(オ) 開札予定日以前3か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(カ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

(キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ク) 本案件について、関連会社が入札に参加していないこと（同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。）。

なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 資本関係

(a) 親会社と子会社の関係

親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係

親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

(c) 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係

協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の競争入札参加資格を有している場合に限る。

b 人的関係

(a) 一方の会社等の役員（取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役を除く。以下同

じ。なお、個人にあっては事業主、県外に本店を有する者においては大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長又は営業所長等）を含む。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。

(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。この場合において、関連会社の行った入札はいずれも無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

イ 代表構成員

次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書のうち鋼橋上部工事に係る総合評定値（P点）が、1,170点以上であること。ただし、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が競争入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。

(イ) 平成26年4月1日以降10年間に国、特殊法人又は地方公共団体が発注した鋼橋上部工事について、鋼連続鈹桁橋又は鋼連続箱桁橋の道路橋で施工橋長40m以上の送り出し架設工法及び施工橋長40m以上のクレーンベント架設工法の施工実績（桁製作を含む。）を有すること。なお「鋼連続鈹桁橋又は鋼連続箱桁橋」は、製作～架設～床版等までの一連の工事で、補修・補強・舗装・その他付属施設等設置工を主体とする工事を除き、元請で完了した者に限る（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の者に限る。）。

(ウ) 自社工場（自社が保有する鋼橋上部工製作工場）を保有する者。なお、「自社が保有する」とは以下の全てに該当する者に限る。

- ア 製作工場（一定の区画）について、単一の企業が運営していること。
- イ 継続的に工場を保有していること（工事期間中のみの賃貸借契約は継続的とはみなさない。）。

ウ 企業自らが製品管理や作業全般の工程管理などに対して実質的に関与していること。

(エ) 次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、入札に係る資料提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 建設業法による1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

イ 鋼構造物工事に係る監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習を修了しているものであること。

ウ 現場代理人又は主任（監理）技術者として、(イ)に掲げる工事に従事した経験を有する者であること（工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、現場代理人については、(イ)に示した工事に従事した時に主任（監理）技術者の資格を有していた場合に限る。

エ 競争入札参加資格確認資料提出日以前3か月以上前に雇用された者であること。

オ 監理技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

ウ その他の構成員

次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書のうち鋼橋上部工事に係る総合評定値（P点）が1,100点以上であること。ただし、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が競争入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。

(イ) 平成26年4月1日以降10年間に国、特殊法人又は地方公共団体が発注した鋼橋上部工事について、鋼連続鈹桁橋又は鋼連続箱桁橋の道路橋で送り出し架設工法又はクレーンベント架設工法の施工実績（桁製作を含む。）を有すること。なお「鋼連続鈹桁橋又は鋼連続箱桁橋」は、製作～架設～架設～床版等までの一連の工事で、補修・補強・舗装・その他付属施設等設置工を主体とする工事を除き、元請で完了したものに限る（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。

<p>(ウ) 自社工場（自社が保有する鋼橋上部工製作工場）を保有する者。なお、「自社が保有する」とは以下の全てに該当する者に限る。</p> <p>a 製作工場（一定の区画）について、単一の企業が運営していること。</p> <p>b 継続的に工場を保有していること（工事期間中のみの賃貸借契約は継続的とはみなさない。）。</p> <p>c 企業自らが製品管理や作業全般の工程管理などに対して実質的に関与していること。</p> <p>(エ) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>a 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>b 建設業法による競争入札参加資格確認資料提出日以前3か月以上に雇用された者であること。</p> <p>c 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 担当課 郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館6階 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課（管理・土地利用班） 電話 097-506-4655 FAX 097-506-1788 E-mail al7510@prefaital.g.jp</p> <p>(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法 ア 入札説明書 令和6年6月24日（月）から同年8月29日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和25年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所で直接交付を受けるか、大分県共同利用型入札情報サービスシステム (<a href="https://www.wt-els.prefaital.g.jp/DENTYO/GPPL_MENU">https://www.wt-els.prefaital.g.jp/DENTYO/GPPL_MENU</a>) から直接入手すること。</p> <p>イ 設計図書 令和6年6月24日（月）から同年9月9日（月）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所で閲覧すること。 なお、希望者に対して閲覧用設計図書のデータを記録したCD-Rを配布する。</p>	<p>CD-Rの配布を希望する者は、上記の閲覧期間内に、(1)の場所へ引換用のCD-R（未使用650MB以上）を持参すること。</p> <p>ウ 注意事項 入札後の設計図書等は、他の用途に使用せず適正に処分すること。</p> <p>(3) 建設工事共同企業体協定書の写しの提出期間、場所及び方法 ア 期間 令和6年6月25日（火）から同年7月23日（火）までの日（休日を除く。） 午前9時から午後5時まで イ 場所 (1)に同じ。 ウ 方法 (1)の場所へ持参して提出すること。電子入札システムへの登録を行うため、郵送及び電送によるものは受け付けない。 ※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(4) 競争入札参加資格の確認のための競争入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下これらを総称して「参加表明書等」という。）の提出期間、場所及び方法 ア 期間 令和6年6月25日（火）から同年7月24日（水）までの日（休日を除く。） 午前9時から午後5時まで イ 場所 (1)に同じ。 ウ 方法 原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による提出を認める。 ※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(5) 技術資料の提出期間、場所及び方法 ア 期間 令和6年8月8日（木）から同年9月2日（月）までの日（休日を除く。） 午前9時から午後5時まで イ 場所 (1)に同じ。</p>
--	--

<p>ウ 方法          (4)のウに同じ。</p> <p>エ 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法</p> <p>イ 日時          (ウ) 電子入札システム          令和6年9月2日(月)から同月9日(月)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>ロ 紙入札(持参又は郵送の場合)          令和6年9月2日(月)から同月9日(月)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>ハ 場所          (1)に同じ。</p> <p>ニ 方法          原則、電子入札システムによるものとする。ただし、紙入札(見積)参加届出書を提出し、紙入札の承認を受けた場合は、持参又は郵送(郵便書留に限る。)による提出を認める。また、入札回数は原則として1回とする。          ※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>ヘ 開札の日時及び場所並びに立会い</p> <p>ホ 日時          令和6年10月1日(火) 午前10時</p> <p>ヘ 場所          郵便番号 870-8501          大分市大手町3丁目1番1号          大分県庁舎新館6階入札室</p> <p>コ 立会い          開札の立会いは、大分県電子入札立会要領による。</p> <p>カ その他</p> <p>(1) 当該工事請負契約の締結は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。</p> <p>(2) 手続において使用する言語、通貨及び時刻は、日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。</p>	<p>(3) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> <p>(4) 入札の無効等</p> <p>ア 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、参加表明書等及び技術資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札開始前の注意事項及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>イ 談合情報の取扱い</p> <p>(ア) 総合評価における談合の認定基準          談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格(調査基準価格未満を除く。)と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。</p> <p>(イ) 談合があったと認定した場合の対応          公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、大分県契約事務規則第27条第2号を適用し、当該入札を無効とし、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。</p> <p>(5) 低入札価格調査基準価格の有無 有(失格基準有り)          低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。</p> <p>(6) 落札者の決定方法</p> <p>ア 開札後は、落札者の決定を保留する。</p> <p>イ 1の(6)に記載する予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。</p> <p>ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち</p>
--	---



<p>ち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。</p> <p>ウ 評価値の最も高い者が2人以上あるときには、くじにより落札者を決定するものとする。</p> <p>エ 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。</p> <p>オ イにより落札者を決定した場合は、直ちに、入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。</p> <p>カ 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。</p> <p>(7) 契約担当者は、参加表明書等の提出後、落札決定をするまでの間に落札予定者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札予定者の行った入札を無効にするものとする。</p> <p>なお、イの要件のうち、2の(2)のイの(エ)及び2の(2)のウの(エ)に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに、発注者に対しその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること（開札後の書面提出は受け付けない。）。なお、この場合の入札は無効扱いとする。ただし、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病气、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。</p> <p>ア 共同企業体に参加する構成員が指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止要領に基づく指名停止措置要件を満たさなくなったとき）。</p> <p>イ 入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(8) 契約担当者は、落札決定後に落札者の共同企業体に参加する構成員が、指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合（指名停止要領に基づく指名措置要件に該当するに至った場合を含む。）において、指名停止措置に係る事案が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約（仮契約を含む。）の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(9) 契約担当者は、落札決定後、本契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなった場合（2の(2)のアの(エ)の場合を除く。）は落札決定の取消し又は仮契約の解除を行う。</p>	<p>(10) 契約担当者は、本契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなった場合（2の(2)のアの(エ)の場合を除く。）は契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(11) 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者（以下「落札者等」という。）は、入札後に(7)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出る。また、(7)から(10)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約（仮契約を含む。）の解除等に伴う損害賠償については、契約担当者は、その責を一切負わないものとする。</p> <p>(12) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがあ</p> <p>(13) 落札者等には、共同企業体の構成員も含まれる。</p> <p>(14) 配置予定監理技術者の確認</p> <p>落札決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しない場合がある。</p> <p>(15) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(16) 契約書作成の要否 要</p> <p>(17) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無</p> <p>(18) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(19) 競争入札参加資格者の資格を有していない者の参加 2の(2)のアの(イ)に掲げる競争入札参加資格者の資格を有していない者も3の(4)により申請書及び資料を提出することはできるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該競争入札参加資格者の資格を有していなければならぬ。</p> <p>(20) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(21) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Official in Charge of Bid Announcement Kiichiro Sato, Governor of Oita Prefecture</p> <p>(2) Name of Good(s) and/or Service(s) to be Delivered 2024 Urban Planning Reform No. 1 Street Reconstruction Project 2024</p> <p>(3) Qualification Screening</p>
--	---

Tue. June 25, 2024 to Wed. July 24, 2024 (9:00 A.M. – 5:00 P.M.)

(4) Bidding

E-tender

Mon. September 2, 2024 to Mon. September 9, 2024 (9:00 A.M. – 5:00 P.M.)

Paper Tender (physical submission or mail delivery)

Mon. September 2, 2024 to Mon. September 9, 2024 (9:00 A.M. – 5:00 P.M.)

(5) Title of Department in Charge of Official Announcement and Related Procurement Contract

Land Utilization Section, City and Town Planning Promotion Division

Civil Engineering and Construction Department

(6F, New Annex, Oita Prefectural Office)

3-1-1 Otemachi, Oita City 870-8501

Phone : 097-506-4656

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年六月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

交通管制センターシステム上位装置等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部交通規制課

大分市荷揚町五番六号

三 落札者を決定した日

令和六年五月三十一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

三百五十三万千円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年四月十六日